

## 令和4年度 第5回富山地方最低賃金審議会議事録

### 1. 日 時

令和4年11月1日（火） 13:30～14:00

### 2. 場 所

富山労働総合庁舎5階 大会議室

### 3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員

労働者代表委員 中野委員、石垣委員

使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員

事 務 局 吉岡労働局長、中野労働基準部長、  
山越賃金室長、三鍋賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 特定最低賃金専門部会報告について
- (2) 特定最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[三鍋賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和4年度第5回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。本日は、労働者代表委員の森川委員、岩崎委員、長山委員が御欠席ですが、定足数を満たしているため、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

[長尾会長] ただ今から、令和4年度第5回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会については、公開といたしておりますが、傍聴の申込はございませんでした。

それでは、議事1の特定最低賃金専門部会報告について審議を行いたいと存じます。

今年度改正諮問のあった3件の特定最低賃金につきまして、いずれも本日までに専門部会における審議が結審し、本審議会に報告文が提出されております。それでは、専門部会報告について事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 今年度は、「一般機械・自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の3業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、それぞれ専門部会を設置して御審議いただいたところでございます。それでは、結審の順に御説明させていただきます。

まず、電気機械器具製造業専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.1 専門部会報告（写）の別添の審議経過のとおり、10月24日（午後）開催の第3回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第6条第5項を適用して、資料No.2の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 910円とするもので、現行額 879円から 31円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月24日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日は11月8日（火）となります。同日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定することとなり、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月22日（火）、発効日は12月22日（木）となる予定でございます。

次に、一般機械・自動車部品製造業専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.3 専門部会報告（写）の別添の審議経過のとおり、10月26日（午後）開催の第3回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第6条第5項を適用して、資料No.4の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 960円とするもので、現行額 934円から 26円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月26日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日は11月10日（木）となります。同日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定することとなり、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月25日（金）、発効日は12月25日（日）となる予定でございます。

最後に、百貨店、総合スーパー専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.5 専門部会報告（写）の別添の審議経過のとおり、10月27日（午後）開催の第2回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第6条第5項を適用して、資料No.6の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 915円とするもので、現行額 890円から 25円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月27日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日は11月11日（金）となります。同日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定することとなり、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月28日（月）、発効日は12月28日（水）となる予定でございます。

なお、今ほどの説明につきましては、資料No.7としてお配りしております「令和4年度特定最低賃金専門部会結審状況」に取りまとめてございます。以上です。

[長尾会長] 今ほどの専門部会報告のとおり、すべての専門部会において全会一致で結審したとのことでございます。各専門部会の部会長をはじめ審議に携わられた委員の皆様のご熱意と御労苦に対し、本審議会を代表して深く感謝申し上げます。

ただ今の専門部会報告につきまして、御意見や御質問等がございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見や御質問がないようですので、本審議会として専門部会報告を

了承することといたします。

続きまして、議事2の特定最低賃金専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項の規定によりますと「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする」とされています。

3件とも現在異議申出期間中ですが、締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって専門部会を廃止することといたしたいと存じます。

以上について、御異議ございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、「一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会」「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」及び「百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会」につきましては、異議申出締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって廃止することを本審議会の決議といたします。

[三鍋賃金室長補佐] ここで、答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 長尾会長を始め各委員の皆様方、最低賃金審議会本審への御多用中の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。ただ今御答申頂きましたように、今年度改正諮問させていただきました3件の特定最低賃金の審議につきましては、すべての専門部会において全会一致で結審し、かつ、いずれの最低賃金も年内に発効する見通しとなりました。誠にありがとうございました。

また、各専門部会の部会長をはじめ、審議に携わられた委員の皆様方には、精力的に調査審議を頂き、重ねて深く感謝申し上げます。

当局といたしましては、改正決定に向けた手続を的確に進めるとともに、改正決定後は、速やかに改正最低賃金額の周知・広報に努めてまいる所存でございます。委員の皆様方におかれましても、これらの周知・広報につきまして、特段の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますけれども、本審議会の委員の皆様の御理解、御尽力に改めて感謝申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

[長尾会長] ありがとうございました。それでは、議事の3の「その他」ですが、何かございますか。

事務局からは、何かございますでしょうか。

[山越賃金室長] 事務局から、今後の審議予定について説明させていただきます。

資料No.8として「令和4年度富山地方最低賃金審議会開催状況」を配付させていただきますので御覧ください。

今後につきましては、来年3月に第6回本審を開催させていただく予定としております。

審議事項は、特定最低賃金改正意向表明及び確認となっております。

特定最低賃金改正意向表明につきましては、例年2月末までに御提出いただいております。今後、第6回本審の日程調整をさせていただきますが、意向表明の御準備もよろしくお願ひします。

[長尾会長] 今ほど事務局から説明がありましたが、関係委員におかれましては、特定最低賃金が関係労働者及び使用者のイニシアティブにより決定されるものであることに十分御留意いただいた上で、例年2月末までに御提出いただいております特定最低賃金改正意向表明の御準備をよろしくお願ひします。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

本日の議事録確認担当委員には、私のほか、  
労働者側委員から、中野委員  
使用者側委員から、毛利委員  
にお願ひしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、中野委員と毛利委員には、後日、議事録に御確認をいただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

本日の審議は以上で終了といたします。お疲れ様でした。